

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7
氏名 有限会社久米産業
代表取締役 有本 英輔

第14条の4第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
~~第14条の5第1項~~
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 4年12月28日
令和 9年12月27日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油(揮発油類、灯油類、軽油類及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)

感染性産業廃棄物

廃PCB等(低濃度PCBに限る。)

(裏面に続く)

(裏 面)

PCB汚染物 (低濃度PCBに限る。)

PCB処理物 (低濃度PCBに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)

銻さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なもの)

廃石綿等

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)

ばいじん (水銀又はその化合物、1,4-ジオキサン、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)

以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年12月28日 (当初許可)

平成27年11月27日 (変更許可)

(廃油 (1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)、廃酸 (1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)、廃アルカリ (1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)、感染性産業廃棄物、廃PCB等 (低濃度PCBに限る。)、PCB汚染物 (低濃度PCBに限る。)、PCB処理物 (低濃度PCBに限る。)、ばいじん (1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)、汚泥 (1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)) 以上9種類の追加)

平成30年 3月14日 (更新許可)

令和 4年12月28日 (更新許可)

5. 松山市の区域における積替え保管の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無